

ナーシングケア特約【介護前払特約】(無配当)

所定の要介護状態になった場合、主契約の死亡保険 金の一部を介護年金としてお支払いする特約です。

特長

重度の介護が必要となった場合に介護年金を活用できます。

終身保険等に付加することにより、主契約の「保険料払込期間経過後」かつ「被保 険者の年齢が満65歳以上」で被保険者が公的介護保険制度の「要介護4」または 「要介護5」に認定された場合、死亡保険金の一部を介護年金として前払いします。

2 介護年金額は当社所定の範囲内で自由に設定可能です。 主契約の死亡保険金額の範囲内で、10万円より介護年金額をご指定いただけ

ます。なお、ご請求は、前払対象保険金額が被保険者通算で3.000万円(外貨建 保険の場合は、当社所定のレートにより円に換算した金額で他の契約と通算しま す。)となる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が10万円(米国ドル建 保険の場合は1.000米国ドル、ユーロ建保険の場合は1.000ユーロ)となる介護 年金額までとなります。

3 死亡保障も継続します。

介護年金が支払われた場合、主契約の死亡保険金額から前払対象保険金額と 同額が減額されます。その減額後の保険金額が主契約の死亡保障として継続し ます。

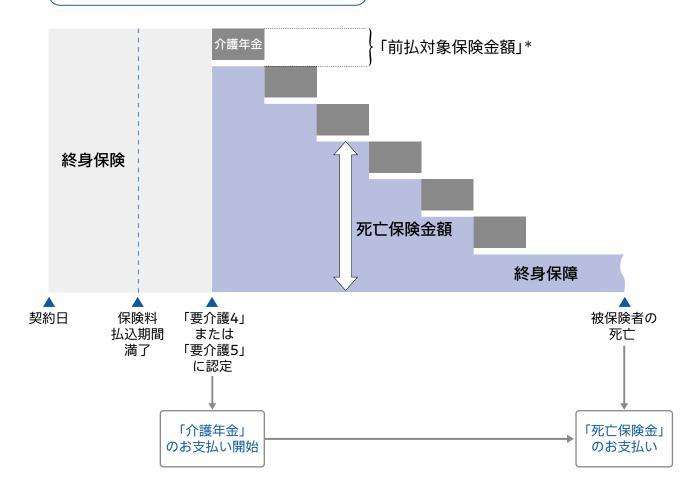
この特約の保険料は必要ありません。

P4へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



しくみ

終身保険に「ナーシングケア特約」を付加した場合



* 前払対象保険金額は、指定された介護年金額に対応する請求日における当社所定の率および計算方法により計算された保険金額です。介護年金額を指定される際には、その介護年金額に対応する前払対象保険金額を事前にご確認ください。

▮介護年金のお支払いについて

介護年金の支払事由について(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

給付の名称	支払事由
介護年金	第1回介護年金 この特約の責任開始期以後、つぎのいずれにも該当し、介護年金の受取人からの ご請求があった場合。 ・主契約の保険料払込期間経過後 ・被保険者の年齢が満65歳以上 ・被保険者が公的介護保険制度による要介護4または要介護5に該当している と認定されていること。
	第2回以後の介護年金 第1回介護年金支払日の1年ごとの応当日においてつぎの事由に該当し、介護年 金の受取人からのご請求があった場合。 ・被保険者が公的介護保険制度による要介護4または要介護5に該当している と認定されていること。

[※] 被保険者ご本人のほか、指定代理請求特約を付加された場合は指定代理請求人もこの特約の介護年金を請求することができます。

↑介護年金のお支払対象となる『要介護状態』について

■ 公的介護保険制度の要介護4または要介護5の状態

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。「公的介護保険制度の要介護4または要介護5の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護4または要介護5のいずれかの状態をいいます。

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態 (当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態



関する 注意事項

- この特約により介護年金が支払われた場合には、前払対象保険金額と同額の主契約の保険金額が 減額されたものとして取扱います。なお、この減額部分に対する解約返戻金があってもお支払いし ません。
- 介護年金額が、前払対象保険金額に対応する解約返戻金額を下まわる場合は、前払対象保険金額 に対応する解約返戻金相当額を介護年金としてお支払いします。
- 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ①主契約が消滅したとき
 - ②主契約が延長定期保険に変更されたとき
 - ③リビング・ニーズ特約による保険金が支払われたとき
 - ④この特約の前払対象保険金額の合計額が当社所定の金額を超えるとき
 - ⑤主契約に質権が設定されたとき
- この特約は付加できる保険種類に制限があります。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および [ご契約のしおり・約款]をご確認ください。

- ●「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を 記載したものです。
- ●「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項 (クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、 生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性 について等)を記載したものです。
- ●「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項および保険 契約者に必要な保険の知識を記載したものです。

「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ

(https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/)上 でいつでもご覧いただけます。

保険種類をお選びいただく際には、

「保険種類のご案内」をご覧ください。

この特約は、「保険種類のご案内」に記載されているナーシングケア特約 です。「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。 また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険 契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。した がいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して 当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「『告知書』記入上のご注意」をご一 読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う 目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等 を確認させていただきます。

■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「個人 情報保護方針」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社の ホームページ(https://www.prudential.co.jp/)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに 公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年6月現在における当社でのお取扱いによる もので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。 お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。 保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 インターネットホームページ https://www.prudential.co.jp/ 保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等に つきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

カスタマーサービスセンター 0120-810740 (通話料無料)

※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください